

第2回定例議会は、一般会計補正予算では、国等の予算動向による1億5千148万円、台風21号に伴う災害復旧事業費として2億1千781万7千円などを議決し、上下水道・病院の各事業会計決算を認定しました。市民参加条例に基づき、社会福祉審議会条例の一部を改正し、公募による委員を加えることができるよう改正しました。意見書では、「児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書」を国に提出しました。「いじめ防止対策審議会条例」、及び「いじめ問題再調査委員会条例」の制定については、市民参加条例の趣旨に基づいた市民に対する丁寧な説明がなく、パブリックコメントも実施せず制定することには賛成できないものとし、委員会で少数意見留保を求め、本会議で少数意見の報告を行い、2本の条例制定に反対しました。悪化している市立病院の厳しい経営については、理事者質疑を行い、今後の改善に向けた市長の考え方について質しました。市立病院・地域医療検討特別委員会において、さらなる動向、状況等を把握していきます。

質 問	答 弁
<p><b>1. 市政への市民参加について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例に基づく市民の権利、及び、市民参加の推進について改めて市の認識を伺う。</li> <li>広い範囲の市民に影響する事案については、いずれかの場面でパブリックコメントを行い、影響を受ける市民の意見を反映する機会を確保すべきだ。パブリックコメント手続きによる市民参加の対象のどの部分が適用になるのかわからないのか明らかにすべきと考えるが、見解はいかがか。</li> <li>市民参加条例の第4条第1項の2では市税の賦課徴収その他の金銭の徴収に関するものを除くとされ、2項では参加の対象としないものが定められているが、現行では、市民にとって市民生活に重要で関心のある市税条例の改正や使用料及び手数料等の見直し等については、参加の対象としていないが、自治基本条例の第6条市民の権利、7条市民の責務に照らし、意見を表明し参加できるよう見直しも含め検討していくべきと考えるが、いかがか伺う。</li> </ul> <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣自治体、及び他自治体において、市税条例の改正や使用料及び手数料等の見直し等について参加の対象としているところがある。国の改正に基づくものであっても私たち市民生活にとって身近なことも多々ある。地方の時代、自治と言われているが意見を述べる機会がない。また、使用料及び手数料の見直しなどについては、市民にとって関心が高く、さらに行政にとって市政運営していく上で意見を聴き、説明していくことが求められる。自治基本条例の見直しとともに市民参加条例を見直ししていくとしているが、見直しの検討委員会において市民参加の対象について具体的な検討事項としていくべきと考えるが見解を伺う。</li> <li>現在、ホームページ江別市例規類集では、民生、福祉を除き要綱等が掲載されていない。市民参加条例の趣旨に鑑み市例規類集に収録されている要綱等も含め、全てHPに掲載すべきと考えるが見解を伺う。</li> </ul>	<p><b>1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民へ市政情報や市民参加の手続きを分かりやすくお知らせし、参加していただくことが重要なことと認識しており、これら条文に規定している内容を尊重し、市政運営に当たっている。</li> <li>市民参加の対象としては、総合計画や環境管理計画など、市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定、自治基本条例や情報公開条例など、市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定、広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定などとしている。</li> <li>市民参加の対象については条例の中で規定しており、「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」は、市民参加の対象から除くこととしている。このことは、地方自治法において、条例の制定又は改廃について、市民が直接請求をすることができる旨規定されているが、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」については直接請求の対象から除くとされており、これと同様としている。市としては、現行の市民参加条例に基づき、適切に行政運営を進めていきたいと考えている。</li> </ul> <p>(再答弁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年に制定した自治基本条例は、4年を超えない期間ごとに条例の規定について検討し、見直しを行うこととしている。使用料等を検討事項とすべきとのことについては、これまでの見直しの際の検討事項と同様な取扱いになるものと考えているが、その対応については、庁内で十分検討していきたいと考えている。</li> <li>要綱等は、市の活動内容を市民が知るための一助となるものであると認識していることから、市民参加条例の趣旨に基づき、「まちづくりへの市民参加」に必要な情報として公表すべき要綱等については、各所管部と協議の上、順次、ホームページへの掲載を拡充していきたいと考える。</li> </ul>
<p><b>2. オスプレイの北海道大演習場等における訓練について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生命と安全を守り、市民の不安な声をしっかり受け止め、北海道大演習場及び上富良野演習場、矢白別演習場におけるオスプレイ訓練を中止すべきと考えるが市長としての認識を伺う。</li> <li>訓練をするにあたって市民への情報提供、周知についてどのようにお考えか伺う。</li> </ul>	<p><b>2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訓練の実施に当たり、北海道や帯広市のほか、3演習場の地元11市町が安全管理の徹底などを求める要請書を北海道防衛局に提出した。このたびの北海道胆振東部地震の発生により、訓練が中止となったが、今後、同様の訓練を改めて実施するかは不明であり、オスプレイによる訓練の実施については、関係自治体や住民に対し、その安全性などについて、国が責任を持って、十分な説明を行い、理解を得ることが必要であると考える。</li> <li>市では、これまでも全国市長会などを通じ、国に対して、オスプレイの安全性について、国が責任を持って住民に説明するとともに、飛行訓練については、関係する自治体に十分な説明を行い、その自治体の意向を十分に尊重するよう、要請してきたところであり、今後においても同様の要請を行っていききたいと考える。今回の訓練の実施に当たり、国から当市に情報提供はないが、市町村における市民への情報提供及び周知方法については、他自治体の事例などを研究していきたいと考える。</li> </ul>
<p><b>3. LGBT施策の推進について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同性カップル認証制度に取り組んでいく考えについて見解を伺う。</li> </ul> <p>・市ホームページの男女共同参画の相談窓口には、LGBTに</p>	<p><b>3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な性を認め合い、尊重し合うまちづくりが求められていると認識していることから LGBT に関するパンフレットの配付やセミナーの開催など、市民や地域、企業等における誤解や偏見等をなくするための周知・啓発を継続していくほか、制度の導入については、審議会での議論や先行自治体における導入状況を踏まえながら、個人の資質で差別されない社会を目指す考えのもと、対応していきたいと考えている。</li> <li>相談窓口としては、国の「人権相談」、北海道の「心の健康相談」など</li> </ul>

<p>関する項目もなく相談できる体制となっていないことから、早急に設置すべきと考えるがいかがか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2015年、文科省は性的マイノリティの良き理解者になるよう通知を出し相談体制の充実を呼びかけているが、対応は現場任せで教員の知識・経験不足で関わり方がわからないとも言われている。児童生徒に相談先が十分周知されているのか伺う。</li> </ul> <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修について、校長会を通じ校内研修に取り入れるよう改めて促すとのことだが、男女共同参画後期基本計画においても、見直し項目に掲げられている。こうした課題は、子どもたちだけではなく保護者にもお知らせし考えてもらうことが重要だが、保護者からは小中学校では情報提供もなく取り組みもすすんでいないとの声が出ている。教員だけではなく心の相談員等も含め当事者の声も聴くなどし、早急に研修に取り組んでいくべきと考えるがいかがか。</li> </ul> <p><b>4. 医療的ケア児等支援体制について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>江別市における医療的ケア等を必要とする子どもたち等の状況について伺う。</li> </ul> <p>学校において医療的ケアを実施する際には、医療的ケア児の状態に応じ看護師の適切な配置を行うとともに、看護師を中心に教職員等が連携協力して医療的ケアに当たる必要があるが、支援体制の基本的考え方について伺う。</p>	<p>で、電話相談を受け付けている。市としては、専門的な人材確保が難しいことから、独自に相談窓口を設置することは、現状では困難と考えているが、悩みを持っている方への相談窓口の周知は必要なことと認識しており、体制が整っている国や北海道の窓口を市のホームページや広報誌等でお知らせしていきたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、LGBTの理解を深めるため、教職員や心の教室相談員を対象とした研修を実施するなど、悩みをもつ児童生徒への対応について学ぶ機会を設けるとともに、校長会等を通じ校内研修に取り入れるよう改めて促していく。さらに、教育委員会や学校に、児童生徒から相談があった場合には、心情に配慮するとともに、必要に応じて専門的な相談窓口の紹介を行うなど、悩みを抱えた児童生徒に寄り添った対応をしていきたいと考えている。</li> </ul> <p>(再答弁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員等への研修についてだが、教育委員会としてはLGBTに関する悩みを抱える児童生徒が、相談しやすい環境づくりが大切であると考えており、その理解を深めるための取り組みを検討していたところであるが、教職員や心の教室相談員を対象とした研修会の開催に向け、校長会とも相談し、早急に調整していきたいと考えている。</li> </ul> <p><b>4</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活を営むために経管栄養、人工呼吸器等の医療的ケアを必要とする児童は、近年の新生児医療の発達とともに増加している。当市において把握している在宅で生活する医療的ケアが必要な児童数は、未就学児4名、小学生1名、中学生2名、高校生1名の計8名であり、在宅での医療的ケアのほとんどは、研修を受けた家族により行われており、日常生活のケアや通学時の送迎等の負担が大きいことから、負担軽減のための支援体制の整備が必要とされてきている。</li> <li>平成30年6月、文部科学省から「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議の中間まとめ」の通知があり、医療的ケアの実施は、医療的ケア児に対する教育面・安全面で、大きな意義を持つものであると認識していることから、看護師の学校への配置は不可欠であると考えている。平成31年度から医療的ケア児の受け入れを見据え看護師3名を配置し、学校における医療的ケアの実施体制を整備することとしている。今後、文科省が示す方針に基づき、ガイドラインの策定、看護師の研修会への参加や学校教育の環境に慣れるための取り組みを行い、教育委員会と学校との適切な役割分担の下、実施体制の整備を図っていきたい。</li> </ul>
---	---